

フーズ・ヘルスケア オープンイノベーションプロジェクトに関する制度融資QA

Q. フーズ・ヘルスケア オープンイノベーションプロジェクトに入会する条件はありますか？

A. 特にありません。

フーズ・ヘルスケア オープンイノベーションプロジェクトに関心があればどなたでも入会可能です。フーズ・ヘルスケア オープンイノベーションセンターでは、セミナーや相談会、助成事業など様々な事業を実施していますので、積極的に御活用ください。

また、メールマガジンやfacebookでも、食品に関する様々な情報を提供していますので、有効にご活用ください。融資のみを目的に入会することはお断りいたします。

Q. ホームページに掲載されている企業は登録企業ですか？

A. 登録企業は公開していません。

ホームページに掲載している企業は、掲載を希望した企業のみであり、登録企業は現在1,000社以上あります。登録の有無については、当センターにご確認ください。

Q. 入会申込書のフォーマットはありますか？

A. ホームページに申込書を掲載していますのでご確認ください。

また、ホームページからも申込可能です。

<http://www.fsc-shizuoka.com/corporate-information-and-registration/registration/>

Q. 入会者の交流や集会などはありますか？

A. 特にありません。

セミナー等実施の際、企業や研究機関等との交流の場を設ける場合がありますので、積極的にご活用ください。

Q. 対象となる事業（食品）はなんですか？

A. 高付加価値型食品等又は食を中心としたヘルスケアサービス等の研究、開発、製造、販売の実施に必要な設備資金、運転資金が対象です。

また、食品を製造するための食品加工機械も対象です。

一般的な食品に関する設備資金（老朽化に伴う設備更新等）や運転資金（既存商品の販路拡大等）は不可とします。なお、農産物や料理は対象外です。

Q. 高付加価値型食品等の定義を教えてください。

A. 高付加価値型食品等とは、以下のものとします。

ただし、既存製品については類似品との差別化や独自性があること、新製品については新規性や先駆性があるものとします。

(1) 先端科学技術拠点等と連携した食や化粧品などの製品

(2) 時代に即した競争力のある付加価値の高い製品

(3) 健康機能の維持増進を目指した製品

(4) 多様なライフスタイルを踏まえた製品（ハラル等への対応を含む）

(5) 生産性向上に寄与する加工機械（(1)から(4)に必要な加工機械、ウェアラブル端末の開発等を含む）

(6) 輸出を目指した製品（HACCP等の国際認証を含む）

(7) その他、当プロジェクトに資すると判断されるもの

具体記的には、科学的根拠に基づいた機能性食品（例：特定保健用食品保や機能性表示食品）を言いますが、機能性を有さない場合でも新規性や独自性のある食品であれば可能です。

なお、申込みにあたっては、出来るだけ機能性や新規性を証明できる資料や食品等の特徴の分かる資料を添付してください。

特徴の分かる資料とは、例えば成分分析による他社製品との違いや、ブランド認定等を受けた商品、特許を取得した技術などを言います。

Q. 食を中心としたヘルスケアサービス等の定義を教えてください。

A. 食を中心としたヘルスケアサービス等とは、新規性や先駆性のある以下のものとします。

- (1) リビングラボや健康データを活用した新サービス
- (2) 超高齢社会を踏まえた新サービス
- (3) 健康素材を組み合わせた健康食の展開
- (4) その他、当プロジェクトに資すると判断されるもの

Q. 申込から承認までどの程度の期間を要しますか？

A. ケースバイケースです。1回で承認できるケースは稀であることから、まずはフーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト資金使途判断表を記入の上、FAXやメールにて事前に相談してください。

申込から承認まで1週間程度は見込んでください。出来る限り余裕を持った申込みをお願いします。

Q. 融資額や融資利率について教えてください。

A. 当センターでは、フーズ登録企業と高付加価値型食品等の2点について判断するため、利率等に関することは県商工金融課にご相談ください。

ただし、資金用途に対する資金額に疑義がある場合には、金額の根拠を求める場合もあります。

また、建設資金や設備資金で高額な場合は、大規模建築等建設資金計画書などの書類も必要になるため、まずは県商工金融課にご相談ください。

Q. 事前相談や申込みは郵送でも可能ですか？

A. メールや郵送も可能ですが、事前相談も含めて出来るだけ窓口にお越しください。

Q. 融資枠はどの程度ですか？

A. 当センターでは把握しておりません。県商工金融課にご確認ください。

Q. 今年度の実施状況を教えてください。

A. 県商工金融課のホームページをご覧ください。商工金融課にご確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/shoukoukinnyuushitutup.html>

Q. 否認されるケースもありますか？

A. 融資条件を満たしていなければ認められません。

Q. 様式16号の2「成長産業分野」はどこに該当しますか？

A. 該当項目がないので、未記入で結構です。

Q. 金融機関から申込み可能ですか？

A. 特に問題ありませんが、金融機関の担当者名や書類の送付先をお知らせください。

Q. 具体的な資金使途とはどこまで詳しく記入すればいいですか？

A. 資金の目的別（研究・開発・製造・販売）に出来るだけ詳しくご記入ください。

<資金使途判断表の記入例>

- ・〇〇の製造に係る原材料費
- ・上記〇〇の特殊加工に係る技術テストの依頼費
- ・上記〇〇の製造に伴う外注加工費
- ・上記〇〇製品の市場調査委託費
- ・〇〇研究に係る試作品開発費
- ・〇〇の研究に伴う分析費
- ・〇〇の製造に伴う設備資金
- ・〇〇新商品パッケージのデザイン費
- ・〇〇製品に係る広告宣伝費（チラシ制作費、展示会出展経費、CM製作料）

Q. 事業終了後の検査等がありますか？

A. 検査等はありません。

しかしながら、どのような商品を開発したのか当センターとしても関心がありますので、多くの企業を訪問したいと考えております。特に新規登録企業の場合は、当センターの活動等を周知したいので、ご協力をお願いします。